

令和3年監査報告第1号

定例監査報告

(定例監査)

市 民 經 濟 部
教 育 委 員 会
水 道 部
市 立 半 田 病 院

半 田 市 監 査 委 員

目 次

定例監査結果の報告について	1
第1 監査の日程及び対象	2
第2 監査の種類	2
第3 監査の期間	2
第4 監査の評価項目及び実施内容	2
第5 監査の意見	2
市民経済部	
経済課	3
環境課	7
クリーンセンター	9
教育委員会	
学校教育課	11
(学校給食センター)	
生涯学習課	12
小・中学校、幼稚園	14
(亀崎中学校、亀崎小学校、半田小学校、亀崎幼稚園)	
水道部	
上水道課	19
下水道課	22
市立半田病院	
管理課	26
医事課	29
第6 むすび	32

監査報告第1号
令和3年2月17日

半田市市長様
半田市議会議長様

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 小栗 佳仁

定例監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づいて定例監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により報告いたします。

第1 監査の日程及び対象

市民経済部	令和3年1月14日	経済課・環境課・クリーンセンター
教育委員会	〃 1月19日	学校教育課
	〃 1月15日	生涯学習課
	〃 1月15日	亀崎中学校・亀崎小学校
	〃 1月19日	半田小学校・亀崎幼稚園
水道部	令和2年12月25日	上水道課・下水道課
市立半田病院	〃 12月25日	管理課・医事課

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく監査

第3 監査の期間

令和2年11月30日から令和3年2月16日まで

第4 監査の評価項目及び実施内容

今回の監査は、半田市監査基準（令和2年4月1日施行）に従い、令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業が、関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として令和2年10月31日現在で調製された資料により、監査委員室及び現地において関係職員からの説明を聴取し、監査を実施した。

また、このたびの監査では、重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況について主要なテーマとして監査を実施した。

第5 監査の意見

財務に関する事務の執行状況は、一部に決裁区分誤りや押印漏れ等、改善を要する事例やホームページに古い情報が掲載されたままとなっており、管理が行き届いていない事例が散見されたが、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められる。

なお、主要なテーマとして実施した重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況についての意見や要望等は次のとおりである。

市民経済部

1 経済課

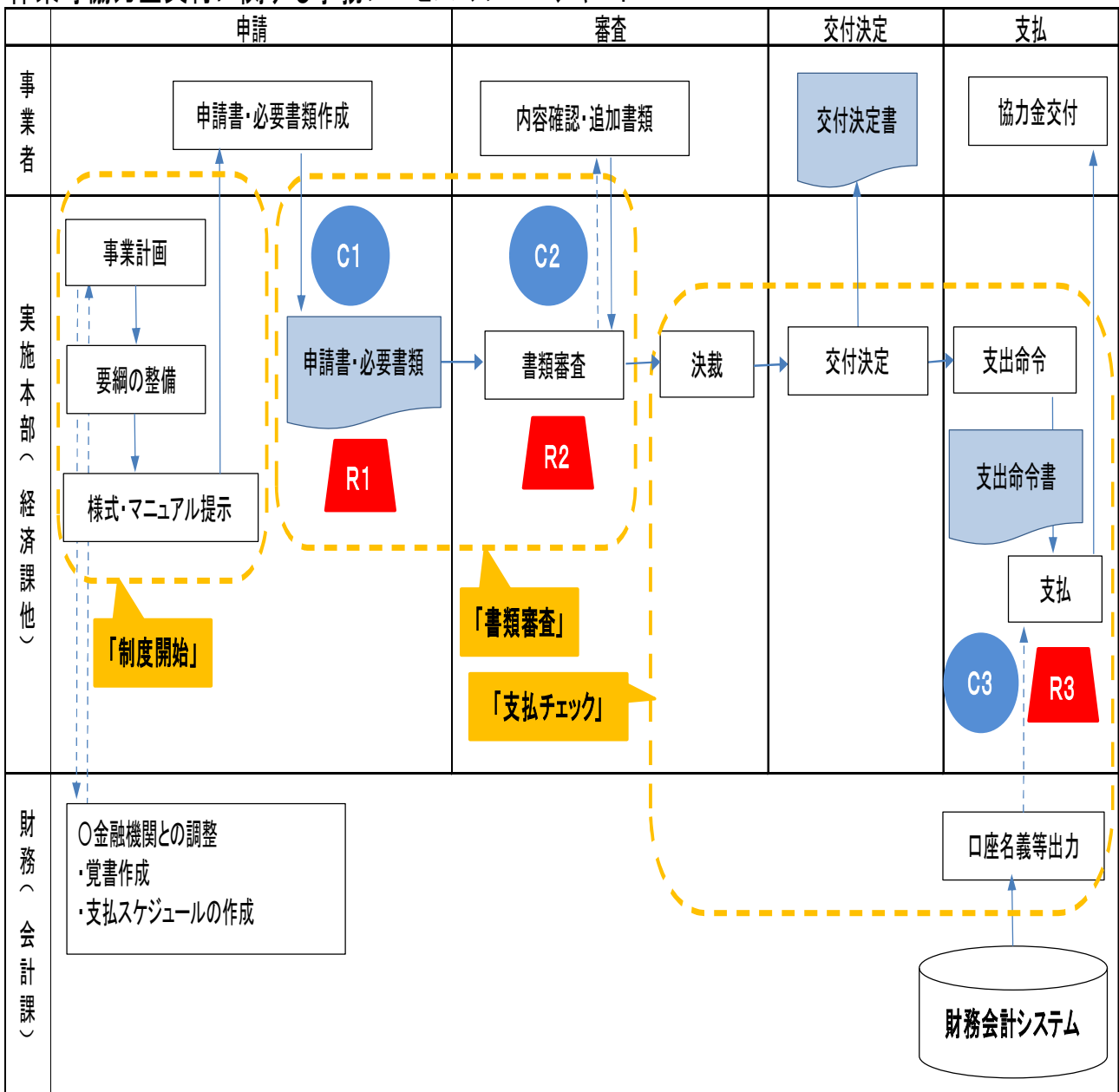
(1) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

○休業等協力金支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）に関する事務

市民経済部経済課では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、愛知県の休業協力要請に応じて、休業又は営業時間短縮に協力した地元中小企業者に対し、協力金を交付しており、主として次のような事務が行われている。

休業協力金交付に関する事務の流れは次のとおりである。

休業等協力金交付に関する事務プロセスのフローチャート



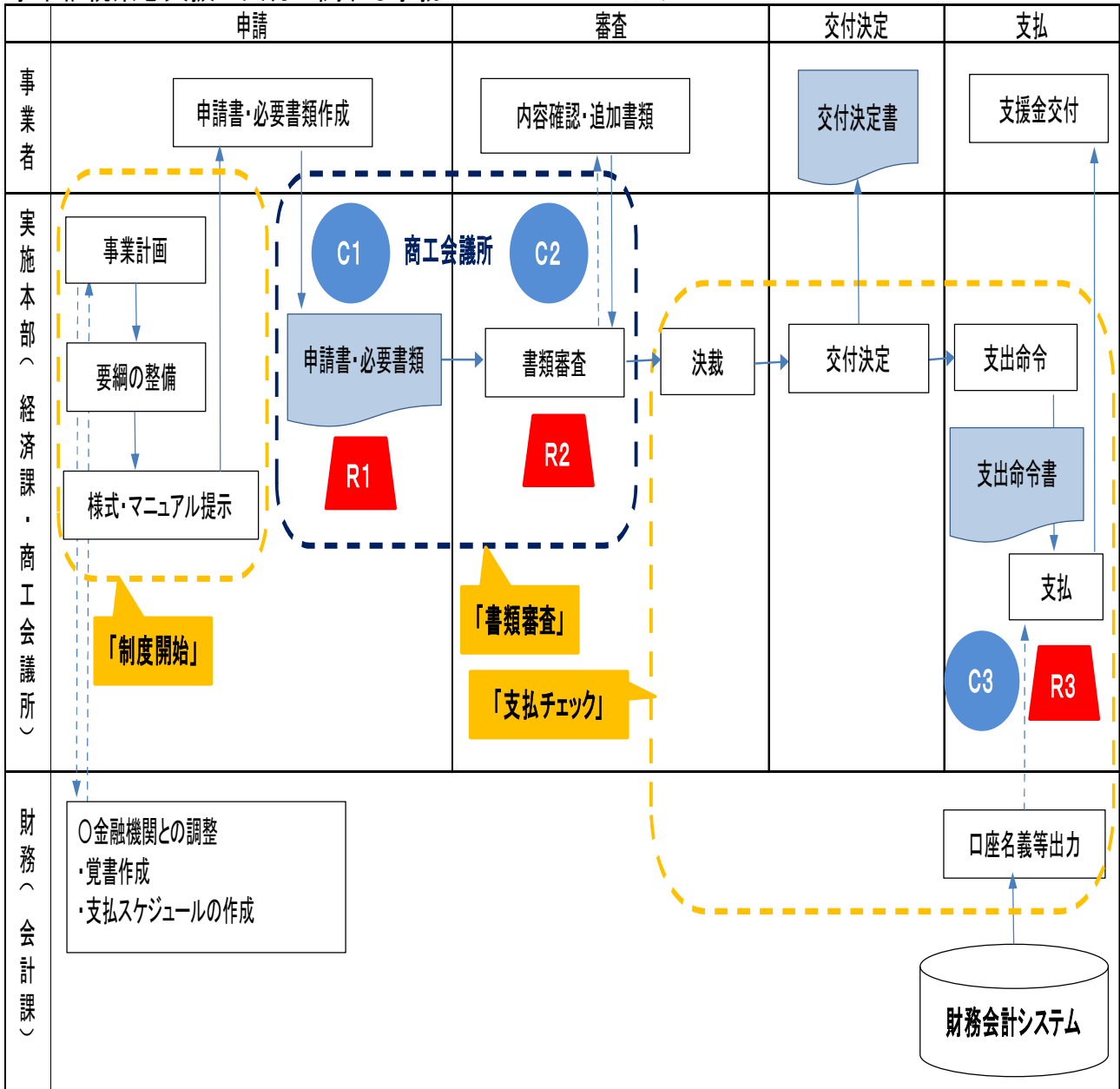
リスク No.	リスク	リスク 評価	統制 No.	対応する内部統制	統制の 頻度
R1	コロナウイルス感染症拡大を防ぐ	高	C1	<ul style="list-style-type: none"> 窓口受付による密を回避するため、電子申請システムの制作・運用及び郵送による申請とした。 電子申請できない方との接触を極力避けるため、申請書等の郵送や1階入口に申請書等の設置、回収箱を経済課窓口を設置した。また、止むを得ず面談する場合は仕切板設置、消毒液設置、職員マスク着用により感染症対策を図った。 	都度
R2	適正かつ厳正な審査をスピーディーに行う	中	C2	<ul style="list-style-type: none"> 資金繰りの厳しい事業者へ協力金を効率的かつ円滑に交付するため、実施本部を設置し、応援体制を確立した。 申請ミスを防ぐため、交付申請マニュアル、交付申請Q&A、申請フローを作成した。 適正かつ厳正な審査を行うため、受付用マニュアル、受付用Q&A、申請フロー、受付用チェックリストを作成し活用した。 記入漏れや不明箇所の確認連絡や必要書類、証拠書類の提出を求め、不正防止を図った。 会計年度任用職員等による審査後に、担当主査により再確認を行った。 	都度
R3	振込エラーによる交付の遅延を防ぐ	中	C3	<ul style="list-style-type: none"> 口座振込エラーを防ぐため、申請一覧と口座名義入力調書、通帳の写しを3者で読み合わせを行い、照合した。また、併せて会計課職員において、口座名義等を出力し、カナ表示、スペース表示等に誤りがないか2重チェックを行った。 通常2週間程度かかる支払いを中4日、再振込を翌日に回すよう会計課と調整を図り、スピーディーかつ正確な交付に努めた。 	都度

○事業継続緊急支援金交付（新型コロナウイルス感染症対策）に関する事務

市民経済部経済課では、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年2月～5月の間で、いずれかひと月の売上額が前年同月比 50%以上減少している事業者に限界利益の減益規模を考慮したうえで国の持続化給付金とは別に支援金を交付しており、主として次のような事務が行われている。

事業継続緊急支援金交付に関する事務の流れは次のとおりである。

事業継続緊急支援金交付に関する事務プロセスのフローチャート



リスクNo.	リスク	リスク評価	統制No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	コロナウイルス感染症拡大を防ぐ	高	C1	<ul style="list-style-type: none"> ・受付は半田商工会議所に業務委託したが、窓口受付による密を回避するため、郵送による申請を推奨した。 ・止むを得ず面談する場合は仕切板設置、消毒液設置、職員マスク着用により感染症対策を図った。 ・窓口での問い合わせ件数を削減するため、HPに対象者判別表を掲載し、利用を促した。 	都度
R2	適正かつ厳正な審査をスピーディーに行う	中	C2	<ul style="list-style-type: none"> ・資金繰りの厳しい事業者へ支援金を効率的かつ円滑に交付するため、実施本部を設置するなど体制を整えた。 ・申請ミスを防ぐため、交付申請マニュアル、交付申請Q&A、申請フローを作成した。 ・適正かつ厳正な審査を行うため、受付用マニュアル、受付用Q&A、申請フロー、受付用チェックリストを作成し活用した。 ・記入漏れや不明箇所の確認連絡や必要書類、証拠書類の提出を求め、不正防止を図った。 ・審査業務に経営指導や経理に精通した半田商工会議所職員及び金融機関OBを配置することで、適正かつ厳正な審査体制を整えた。 ・半田商工会議所による審査後に、担当主査により再確認を行った。 	都度
R3	振込エラーによる交付の遅延を防ぐ	中	C3	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振込エラーを防ぐため、申請一覧と口座名義入力調書、通帳の写しを3者で読み合わせを行い、照合した。また、併せて会計課職員において、口座名義等を出力し、カナ表示、スペース表示等に誤りがないか2重チェックを行った。 ・通常2週間程度かかる支払いを中4日、再振込を翌日に回すよう会計課と調整を図り、スピーディーかつ正確な交付に努めた。 	都度

(2) リスクに対する意見・要望

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている市内の中小企業・小規模事業者を支援するため、半田市独自の経済対策として実施された事業継続緊急支援金については、市内事業者の経営継続の一助を担ったと言える。今後、新型コロナウイルス感染症による長期的な経済への影響が懸念されているとともに、アフターコロナ・ウィズコロナの時代に向けて、効果的なタイミングで次の施策を実施することが望まれる。今回の施策の成果や反省点を十分に精

査し、次の施策に活かしていただきたい。

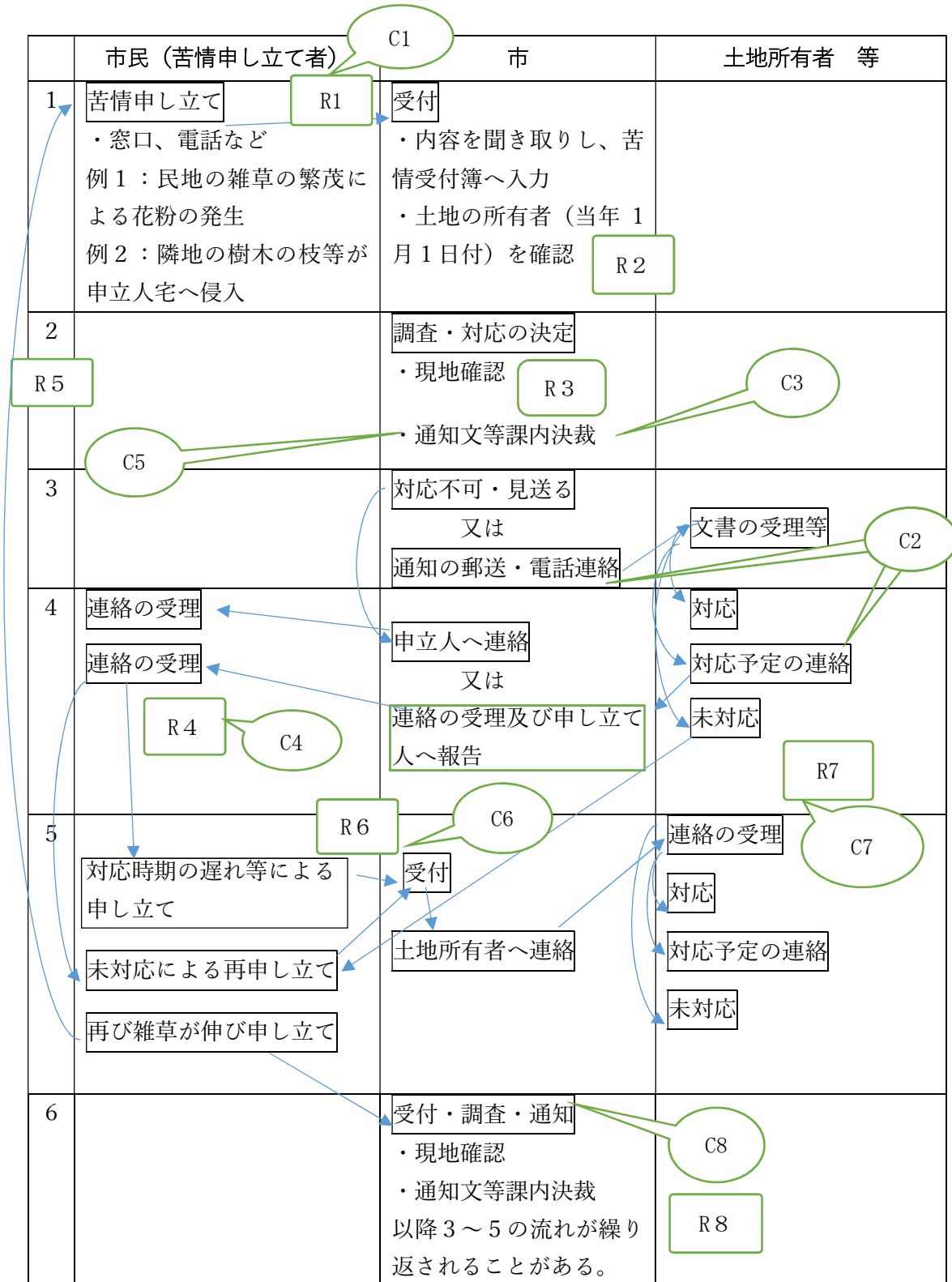
2 環境課

(1) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

○苦情による指導全般に関する事務

市民経済部環境課では、快適で良好な日常生活に伴う環境を保全するため、私有地の雑草繁茂等に関する苦情に対して、所有者に対して適切な土地の管理を指導している。

苦情による指導に関する事務の流れは次のとおりである。



リスクNo.	リスク	リスク評価	統制No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	市が土地所有者へ対応を強制したり、市が対応できると思ってしまう可能性がある。	高	C1	民地に対する管理について市が対応したり、強制力を伴う指導をする権限はないことを伝える。 特に越境等については、申立人の家屋等が損害を受けても市は強制力を伴う指導ができないため、必要であれば調停等も視野に入れるよう説明し、無料法律相談の案内などを行う。	都度
R2	土地所有者情報が最新ではなく、当年1月1日時点のため、年末に近づくにつれ、所有者が実際と異なる可能性が高くなる。	中	C2	通知に「別の方がこの土地を管理している場合は、雑草等の処理を依頼してください。」との文言を入れる。通知を受理した方より売却したなどの情報が得られれば税務課に土地所有者情報を確認し、再度通知を送る。	都度
R3	雑草や樹木の繁茂状況について、繁茂の指標や規定がなく、職員間で対応に差が生じる可能性がある。	低	C3	決裁には写真を添付し、課員で供覧し情報共有を図り、同じ感覚を身に着ける。	都度
R4	土地所有者より受けた対応の内容（時期や草刈り範囲等）について、市がその内容を約束した情報と勘違いされてしまう。	低	C4	あくまで土地所有者の方の予定となるため、予定通りに履行できない場合もあることを伝える。	都度
R5	土地所有者が一度は対応してもすぐに草が生えてしまうため、何度も通知を送ることとなる。	中	C5	通知や電話の際に、「〇月ごろ対応いただきありがとうございます」など、対応していることは市も把握していることを伝える内容とする。	都度
R6	通知が発送されるとすぐに対応されると思ってしまい、1か月程度で再度苦情を申し立てる可能性がある。	中	C6	再苦情申し立ての受付時に、造園業者やシルバー人材センターに依頼しても待機が生じる季節があることなどを伝える。	都度
R7	対応が予定と少しずれただけで、市から苦情連絡が入ることに対し苦言を呈される可能性がある。	中	C7	土地所有者には謝罪し、近隣より苦情がある旨伝える。苦情申し立て人にはあくまで民地であるため、予定のずれは起こりうることを説明する。	都度
R8	ある特定の土地に対しフローチャート3～6が繰り返される可能性がある。	高	C8	過去の申し立て記録を確認し、一定の期間（ひと月～）をあけて送付したり、送付内容について、「〇月に一度文書をお送りしていますが、今一度現地のご確認をお願いします」等の文言を入れるなど配慮する。	都度

(2) リスクに対する意見・要望

私有地の雑草繁茂等に関する苦情については、本来は民・民で解決することではあるが、半田市環境保全条例において、半田市が関与できる範囲を整理していただきたい。また、これまでも数多くの事例に対応してきていることから、各職員が参照すべきノウハウをデータベース

として蓄積することが可能であり、利害関係者の紛争解決に活かしていただきたい。

(3) その他の意見・要望

庁外で保管されている備品について、現在でも使用は可能ではあるが、必要性がなくなり使用されていないものが散見された。備品点検時には実在性や故障・破損の有無だけでなく、必要性の観点からもチェックを実施していただきたい。保管スペースも財産であり、その空間を作るにもコストがかかっていると認識すべきである。必要性のなくなった備品については、まず、他部署への転用の可能性を探り、その上でなお利用価値がないのであれば、積極的に廃棄していただきたい。

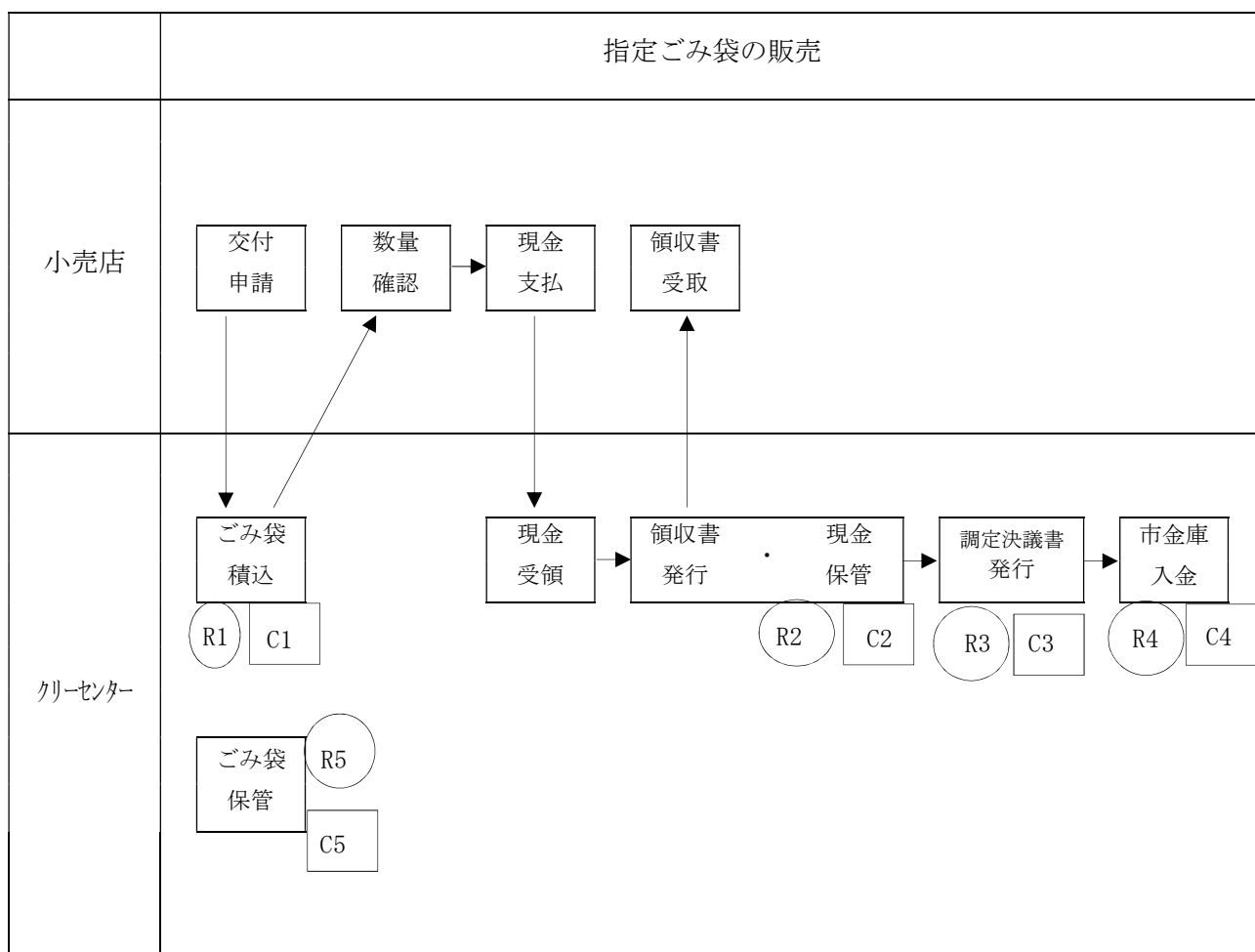
3 クリーンセンター

(1) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

○指定ごみ袋の販売に関する事務

市民経済部クリーンセンターでは、小売店に指定ごみ袋の販売を行っており、主として次のような事務が行われている。

指定ごみ袋の販売に関する事務の流れは次のとおりである。



リスクNo.	リスク	リスク評価	統制No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	積込む箱数を誤る。	中	C1	交付数量をホワイトボードに転記するとともに、積込時には職員同士が数量を確認しあう。	都度
R2	現金を盗難される、または紛失する。	高	C2	・業務時間内 手提金庫に入れて、職員の目が常にある場所で保管する。 ・業務時間外 耐火金庫に入れて保管する。	都度
R3	売上金額を誤って計上する。	中	C3	職員が調定決議書に売上日報を添付し、所属長及び担当者が確認をする。	毎日
R4	現金を盗難される、または紛失する。	高	C4	職員が現金を持ち運ぶ際には、クリーンセンターから本庁舎に直接向かい、到着後直ちに市金庫に入金する。	都度
R5	ごみ袋を盗難される。	中	C5	・入口に人感センサーチャイムを設置し、職員が来所者を確認する。 ・ごみ袋の棚卸を毎月末に実施する。	都度

(2) リスクに対する意見・要望

今回のRCM（リスク・コントロール・マトリクス）は現状の指定ごみ袋の販売における流れとなっているが、令和3年度から導入する新たな指定ごみ袋の販売に向けては、取り扱うごみ袋の種類が増え、金額も増加する。さらに、支払方法を従来の現金払から納付書払に変更し、現金管理上のリスク低減が図られた。また、これまでのごみ袋は海外で生産されていたが、国内生産に変更したことで、供給不足となるリスクの低減も図っている。今後は、指定ごみ袋の品質を確保するために、仕入先に対して品質管理状況の報告を求めている。



【新ごみ袋(もやせるごみ用)】



【新ごみ袋(もやせないごみ用)】

教 育 委 員 会

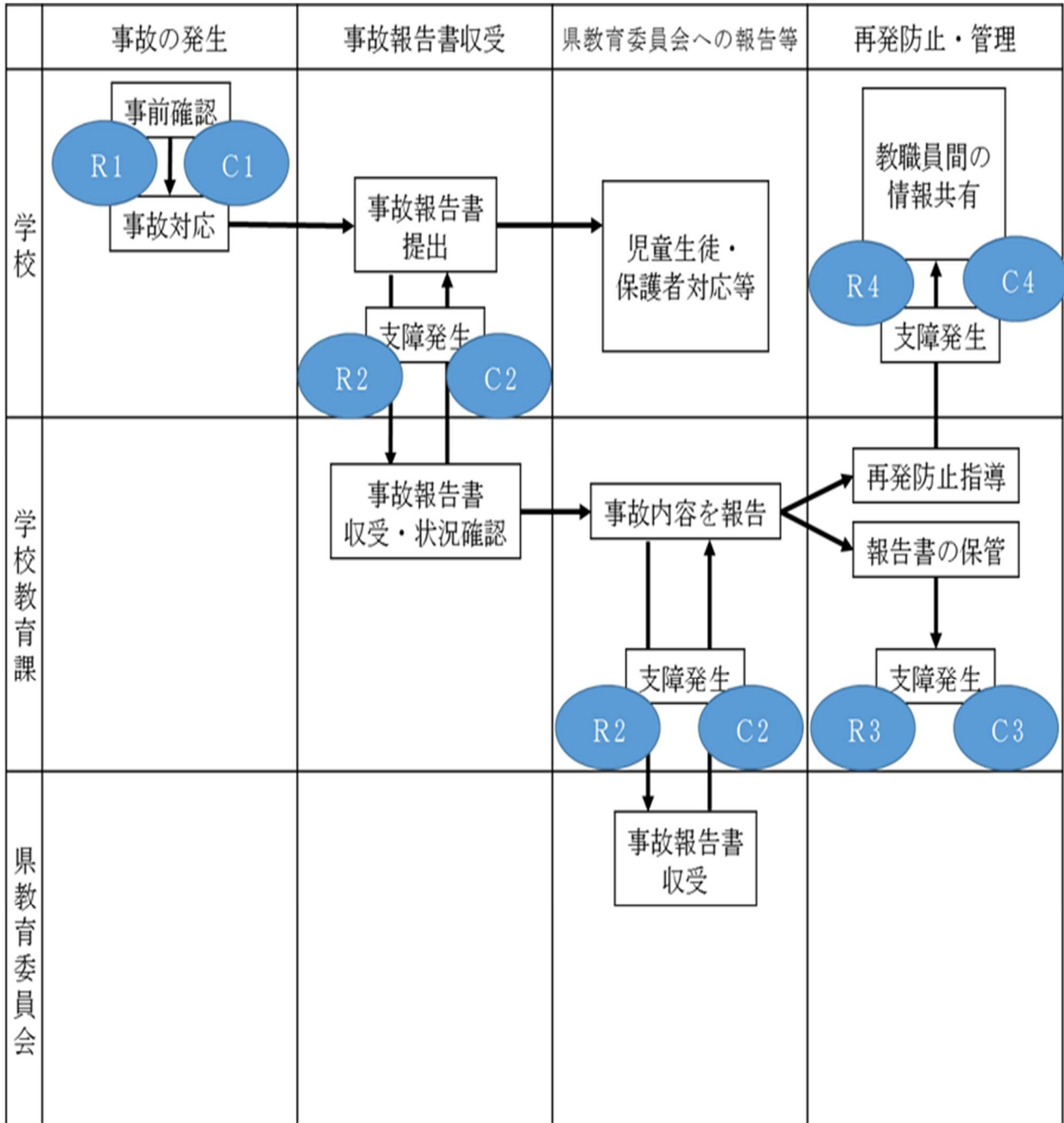
1 学校教育課

(1) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

○生徒児童、教職員事故報告に関する事務

教育委員会学校教育課では、市内 18 小中学校等から児童生徒及び教職員における事故に関する報告が提出される。提出された報告に関しては、県教育委員会に報告を行った後、再発防止に努める指導を行い、書類管理を行っている。

(今回は、体育授業において事故が発生した場合を一例として記載する。)



リスクNo.	リスク	リスク評価	統制No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	・授業中に事故が発生する危険性がある。	中	C1	・使用する器具等の取扱いについての確認及び安全点検を行う。 ・器具の準備時等において児童生徒が事故に繋がる危険性について理解できるように指導する。 ・事故発生時の対応について、職員間で共有を図っておく。	都度
	・事故対応時に個人情報が出される危険性がある。	高	C1	・事故報告書等書類作成時に離席する際は、パソコン画面を切り替え個人情報の流出を防ぐことを徹底する。 ・決裁時に不特定多数の職員等に個人情報が漏れることがないよう、ファイルに入れるなど取扱に注意して対応することを職員間で徹底する。	都度
R2	事故報告を行う際に誤って報告先を間違える。	高	C2	FAX 使用時は、送信先を2度入力し、送信先の一致を確認することにより誤送信を防ぐ。メール送信時は、パスワードを付け、誤送信をしても内容把握ができないようにする。	都度
R3	収受した事故報告書を紛失する。	中	C3	退庁時には、必ず保管庫の施錠を行うことを徹底する。	毎日
R4	各校への再発防止を促す際に、個人が特定される。	中	C4	個人特定がなされないように配慮する。	都度

(2) リスクに対する意見・要望

まず、事故とはどのような状況を指すのか、定義付けを行う必要がある。加害者、被害者、場所、日時等、5W1Hで考察し、対象とする事故の範囲の明確化も重要である。また、過去の事例を参考に、より具体的な記述とすべきである。さらに、事故の大きさ、影響度合いを3段階程度に分類した上でその対応を考察することが肝要である。そして、そのレベルに応じてRCMを作成することにより、効率的かつ効果的な内部統制を講じることが可能となる。非常に重要なテーマであり、十分な時間とコストを投入する価値はあると考える。事故発生の予防と事後の速やかな対応による被害拡大防止に寄与していただきたい。

(3) その他の意見・要望

新学校給食センターの建設に向けて、様々な検討課題が挙げられるが、その中でも進捗管理は、最大級の重要課題である。万が一、工事の遅延などで新学校給食センターの稼働時期が遅延した場合には、コストの増大だけでなく、人的面、物的面への影響は大きく様々な障害、損害が発生する。進捗管理を最重要課題の一つとして捉え、様々な対応策を検討していただきたい。

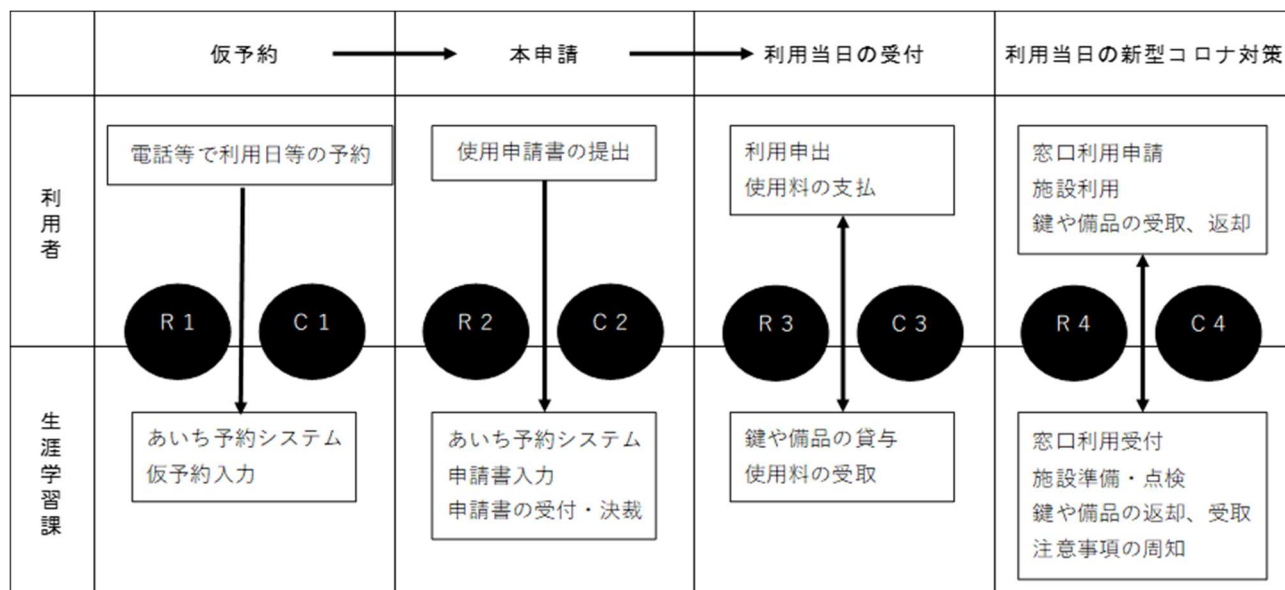
2 生涯学習課

(1) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

○受付業務に関する事務

半田市福祉文化会館（雁宿ホール）は文化会館・中央公民館・福祉センターの複合施設であ

り、市民の文化・芸術・福祉の拠点施設として設置している。生涯学習課では、各施設の貸館管理をしており、受付窓口においては使用申請の受付や鍵の受け渡し等をしている。新型コロナウイルス感染が拡大する中で、生涯学習課の職員と利用者が協力して感染防止対策を実施する必要がある。



リスクNo.	リスク	リスク評価	統制No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	電話等で予約を受付けるが、利用する日時や施設を予約システムへの入力を間違える。 現在、新型コロナウイルス感染防止のため、定員を半数にするなどの利用制限をしているが、このことを知らずに予約する。	中	C1	申込受付票に記録を残す。 申請書を速やかに提出することを案内し、本人の記載内容により予約日等を確認する。 予約を受付けるときに新型コロナウイルス感染防止の注意事項を説明する。また、事前にホームページ等で周知する。	都度
R2	申請書の提出時に行事名・備品等の記入をしてもらうが、予約システムへの入力を間違える。 施設の利用目的に適合しない使用申請がある。	中	C2	担当者を決めて申請書をもとに予約システムや貸出備品台帳の記載内容を確認する。 申請書を課内で決裁し、施設の利用目的に適合しないものは使用許可しない。	都度
R3	使用料の金額を誤って徴収する。	中	C3	利用予定一覧表で使用料を確認してから徴収する。（予約システムに徴収した記録を入力する。） 午後4時と10時にレジ精算をして、一覧表とレジの徴収金額を照合する。（翌日も精算。）	都度
R4	利用者及び職員が新型コロナウイルスに感染する。	高	C4	受付窓口にビニールシート等を設置し飛沫感染を防止する。 「使用方法確認書」により利用者が新型コロナウイルス感染防止方法を確認したうえで部屋の鍵を渡す。 使用済の鍵や備品は返却カゴに返してもらう。（直接、触らない。）	都度

(2) リスクに対する意見・要望

新型コロナウイルス感染症の収束の目途は立たず、日々刻々と状況が変化している。この新型コロナウイルス感染症に対するリスクは、100人中1人程度は許容されるというレベルのものではなく、1人たりとも許されないという完璧な対応を求められるリスクである。まず、そのことを各職員が認識し、共有しなければならない。

受付を担当する職員には十分に感染症対策を講じ利用者の対応にあたっていただき、利用者には感染防止に関する注意事項を再三再四説明するなど、再度、周知徹底していただきたい。施設管理者として、常に最新の情報収集に努め、適切かつ迅速な感染症対策を講じていただきたい。

(3) その他の意見・要望

金庫が施錠の必要な保管場所として活用されているが、金庫内に保管している物品リスト及び配置図を作成し、実物との整合性を確認していただきたい。金庫内が、整理、整頓、清掃、清潔な状況となることが期待できる。

執務室内にある中央監視装置（防災盤）の昼夜切替表示が不明瞭なので、切替失念防止対策として表示を工夫していただきたい。

頻繁に入退出しない場所（天井など）へ出入りする際には、作業員などの事故防止及び状況把握の観点から、出入口へ作業内容や入退出状況を記入するボードを設置していただきたい。

3 小・中学校、幼稚園

亀崎中学校：市内の中学校で唯一ユネスコスクールに加盟している。地域とのつながりも強く世代を超えたコミュニティを形成している。地元のボランティア団体と一緒に地域貢献を行う「KOOジュニア」（クージュニア）活動も展開しており、地域とともにある学校づくりに寄与している。

亀崎小学校：平成24年に防災教育推進校として委嘱を受けて以降、防災教育に長年力を入れている。令和2年度には安全功労者内閣総理大臣表彰「学校安全」を受賞した。地域住民からも様々な支援があり、地域の中で児童を育てる環境が整っている。

半田小学校：PTAや地域住民は非常に協力的で、敬老会や朝の立哨など様々な行事に積極的に参加している。また、「半田小学校スタンダード」を実践し、どの子どもも楽しく学べる環境づくりに努めている。

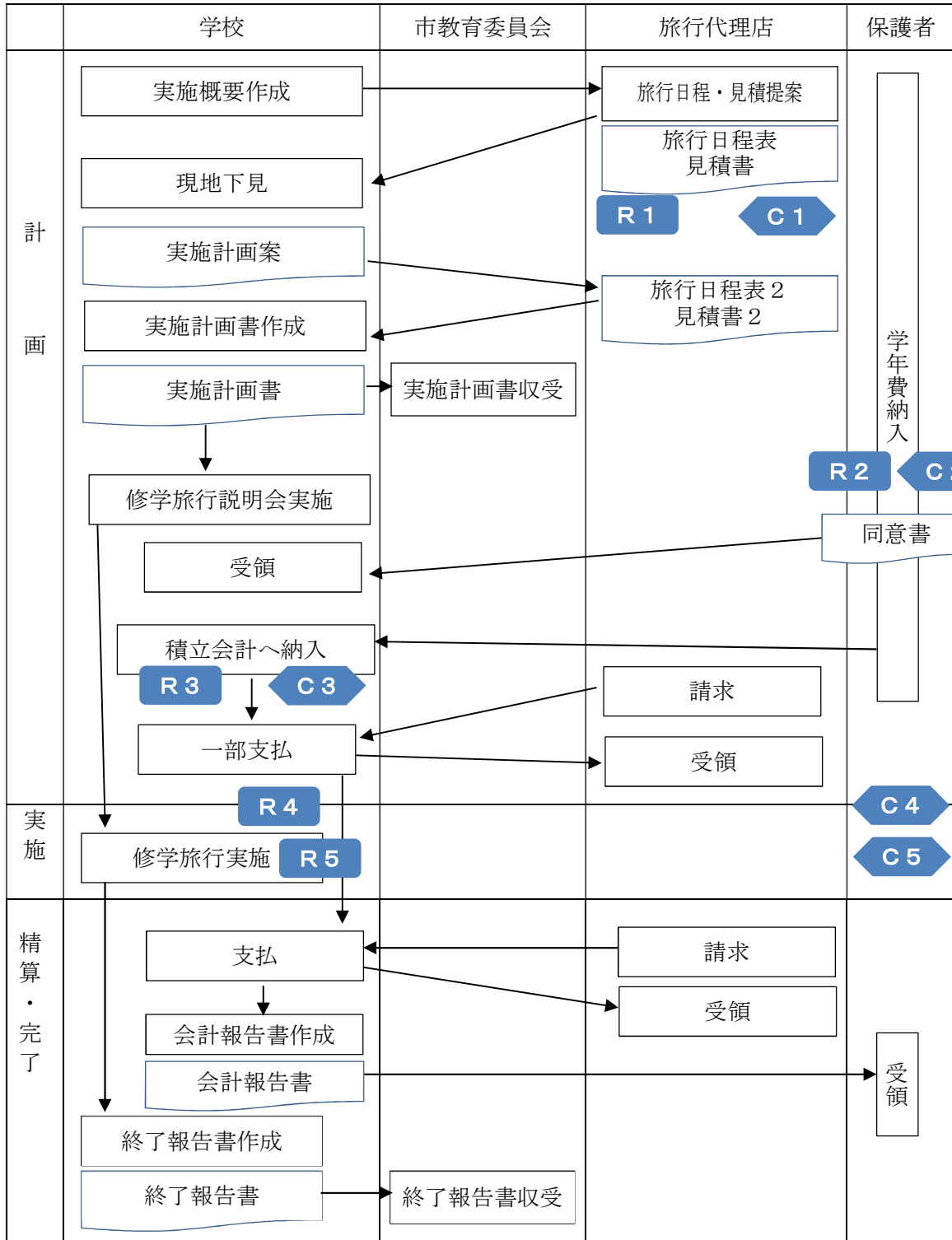
亀崎幼稚園：設立118年を迎え、親子3代で通う園児もいるなど、歴史と伝統のある幼稚園。平成27年に園舎の建て替えを行い、それに伴い幼稚園型の認定こども園となった。自園調理給食や長時間保育、子育て支援室の設置といった認定こども園であることを活かした運営を行っている。地域との結びつきも強く、保護者も非常に協力的である。

(1) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

今回、定例監査を行った各小・中学校、幼稚園には、修学旅行及び野外活動などの特別な団体行動や給食における計画から完了に至るフロー図より、新型コロナウイルス感染症によるリスクや注意事項を抽出してもらい、対応策やルールが適切に運用されているかについて確認した。

○修学旅行等の団体行動の計画から精算・完了に至るまでの事務（亀崎中学校）

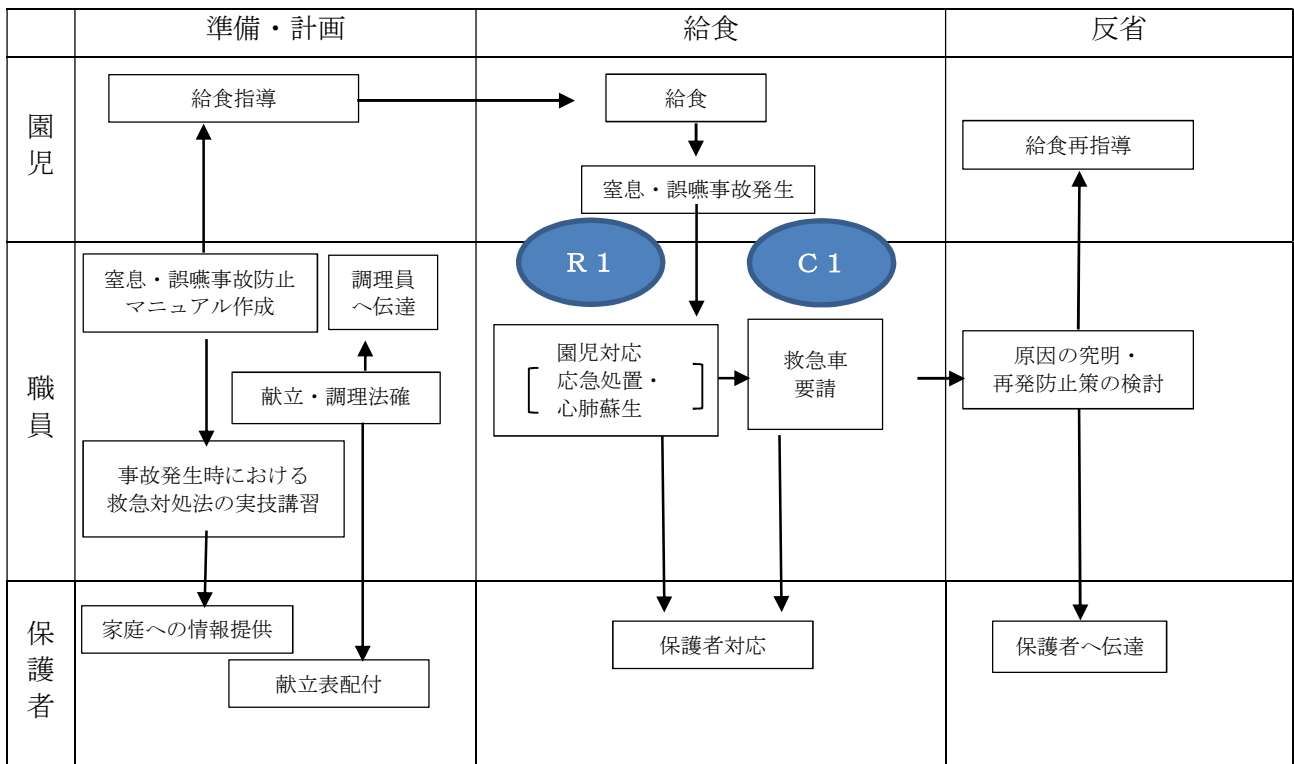
亀崎中学校では教育課程上の学校行事として修学旅行を行っている。
計画から実施までは次のような事務が行われている。



リスクNo.	リスク	リスク評価	統制No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	不当に高い金額で、不利な条件で契約する。	高	C1	3社に旅行日程と代金見積の提案を依頼し、比較検討して旅行代理店を決定する。	旅行代理店決定時
R2	①修学旅行費が高額になり、経済的に困窮している家庭が、納入できなくなる。	高	C2	①1年生のうちから分割して積立を行い、無理なく修学旅行費が準備できるようにする。	毎月集金時
	②転出入で、他の生徒と積立金がそろわなくなる。	低		②転出時の返金、転入時の納入を確実に行う。	転出入時
R3	①新型コロナウイルス感染症の流行により実施が延期となり、予定より長期に渡り積立金を保管することになる。	高	C3	①出納簿により保管している金額を正確に把握し、口座の残高と照合することにより、保管金額に誤りが無いことを確認する。	都度
	②積立金が納入されず、修学旅行費が不足しているまま修学旅行に参加する。	高		②保護者に請求を行い、期限までに支払われなければ、修学旅行に連れて行かない。	一時金支払い前
R4	①生徒が当日朝の検温及び体温計を忘れてくる。	高	C4	①学校側で非接触型の体温計を複数台用意し、忘れた生徒に使用させる。	都度
	②実施中に発熱等で集団行動ができないと判断される生徒が生じる。	高		②職員(校長)及び旅行業者と相談の上、場合によっては保護者に連絡を入れ、迎えに来てもらう。	都度
R5	悪天候・交通機関のトラブル・生徒のけが・疾病等、有事の際に全体、または個人で旅行日程の変更が生じる。	高	C5	旅行代理店と事前に打ち合わせている安全対策に従い、有事への適切な対応を図る。費用が発生する場合は、旅行時の保険の適用について確認の上、対応する。	都度

○給食に関する事務（亀崎幼稚園）

亀崎幼稚園では、平成27年度から幼稚園型の認定こども園となり、自園調理給食を行っている。窒息・誤嚥事故を防止し、園児の安全・安心を守るための給食提供に関する事務の流れは次のとおりである。



リスクNo.	リスク	リスク評価	統制No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	給食中において園児に窒息・誤嚥事故が発生する。	高	C1	子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能・喫食状況）や健康状態等について、職員間で共有する。 事故防止マニュアルを作成し、救急対処法の習得をしておく。事故発生時には個別に対応できるように、組織的な役割分担体制を整える。	都度

(2) リスクに対する意見・要望

修学旅行ではコロナ禍での修学旅行実施の是非、現地での感染防止策や発熱時の対応、行き先や日程変更をする場合のリスクなどを協議した。給食業務では異物混入のリスク、窒息・誤嚥事故に関するリスクなどについて協議した。

業務内のリスクを考える際、まずは多くのリスクを洗い出すことが重要である。リスクをブレークダウンし細分化することで、それに対する内部統制がより具体化し、質も向上していく。実際に現場で業務にあたっている職員の声も大切にしながら、引き続き多角的に業務を見直し内部統制を進めていただきたい。

(3) 体育器具庫、金庫、個人情報管理について

小中学校内及び園内の説明を聞きながら現場確認を行った。その中で、監査の目的・効果については、次の4点を主眼とした。

① 財産管理について

公金を使って購入している設備や備品等の管理（取得、除却等）及び台帳の整備状況と現金管理状況の検証を行うこと。

② リスク管理について

個人情報のセキュリティ管理や想定される事故などのリスクに対する対応策について協

議すること。

③ 課題、要望の抽出について

現場に潜んでいる課題の抽出や要望事項の聞き取りにより、今後の改善につなげること。

④ 監査の効果について

監査実施前の自己点検により、業務ルールの見直しや保管備品等の整理整頓がなされ、さらに、監査指摘事項への対応により不備の改善がなされること。

以下、確認時に気づいた点を記述する。見直し等を図られたい。

ア 不用備品の除却推進・整理整頓について

故障し使用不能となった備品が放置されていたり、使用可能でも使用していない備品が残されている事例があった。スペースも貴重な財産であることを再認識していただき、引き続き積極的な除却を推進していただきたい。使用見込みがある物品に関しても、保管場所を定めることでスペースの確保に努めていただきたい。また、廃棄簿の整備を進めていただき、「いつ・誰が・どこで」廃棄したのか後日追跡できる仕組みづくりに寄与していただきたい。

イ 体育器具庫・体育館内の備品管理について

小・中学校の備品だけでなく、地域のスポーツクラブなど他団体の備品が保管されている。管理主体が異なるものであり、学校の備品とは明確に区別していただきたい。さらに、他団体には備品リストの作成と提出、棚卸の実施を依頼していただき、適切な管理に努めていただきたい。

また、備品台帳は市の財産管理という一面もあるため、一定の金額以下である消耗品（例えば、バレーボール等）については、備品台帳での管理対象外である。しかしながら、物品管理という面では、消耗品といえども学校にとって大切な資産である。独自の方法で構わないので、備品台帳に準じた管理をしていただきたい。

ウ 文書管理について

個人情報に記載されているなど重要な書類については厳重な管理をされていることが確認できた。一方では、それらの書類が保管されている金庫に頻繁に出し入れを行う資料が保管されている事例があった。不要な開閉の機会を可能な限り減らし、リスクの低減に努めていただきたい。保存年限が経過しても利用見込みがあり廃棄が難しい書類については、特例措置ルールの設定等を学校教育課と協議していただきたい。また、保存年限の定められていない文書の保管が見られた。学校教育課とも協議のうえ基準を設定し、適切に管理をしていただきたい。



【使用していない備品】



【スポーツクラブ等の備品が混在している器具庫】

水 道 部

1 上水道課

(1) 業務状況

令和2年9月末現在における業務状況は、給水人口 118,860 人、給水戸数 55,172 戸であり、前年同期に比べ給水人口は 461 人(0.39%)の減少、給水戸数は 544 戸(1.00%)増加している。

経営状況は、給水量が 6,724,233 m³で、前年同期に比べ 76,129 m³(1.15%)増加したが、給水収益(税抜)は 872,866 千円で、前年同期に比べ 5,966 千円(0.68%)減少しているものの、昨年に引き続き収益は確保できた。なお、給水収益は新型コロナウイルス感染症対策に係る水道料金(基本料金)の減額の影響を除いた金額である。今後の給水量及び給水収益については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のほか、給水人口の減少や単身世帯の増加、節水型機器の普及により、長期的に減少していくことが見込まれている。

(2) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

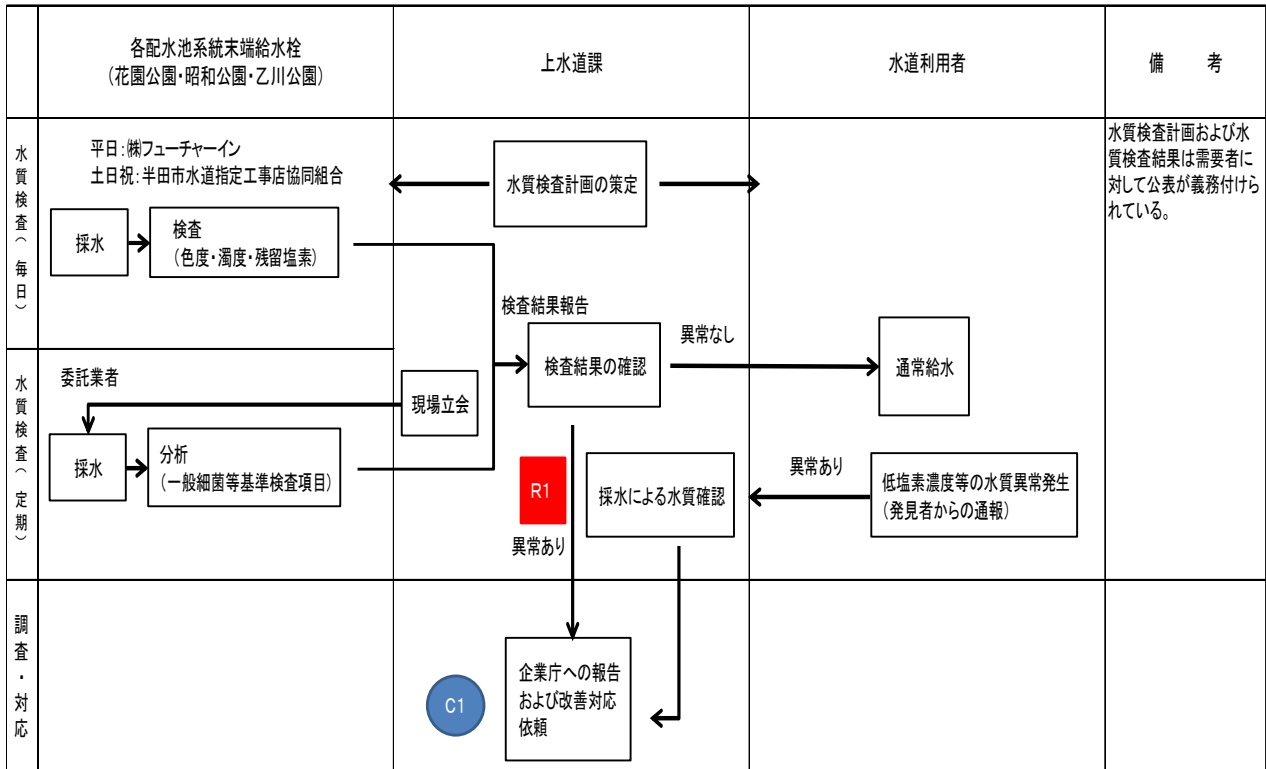
○水質管理に関する事務

半田市水道事業では、愛知県企業庁により知多浄水場で浄水された水道水を、砂谷配水場始め 3 箇所の配水池で受水している。

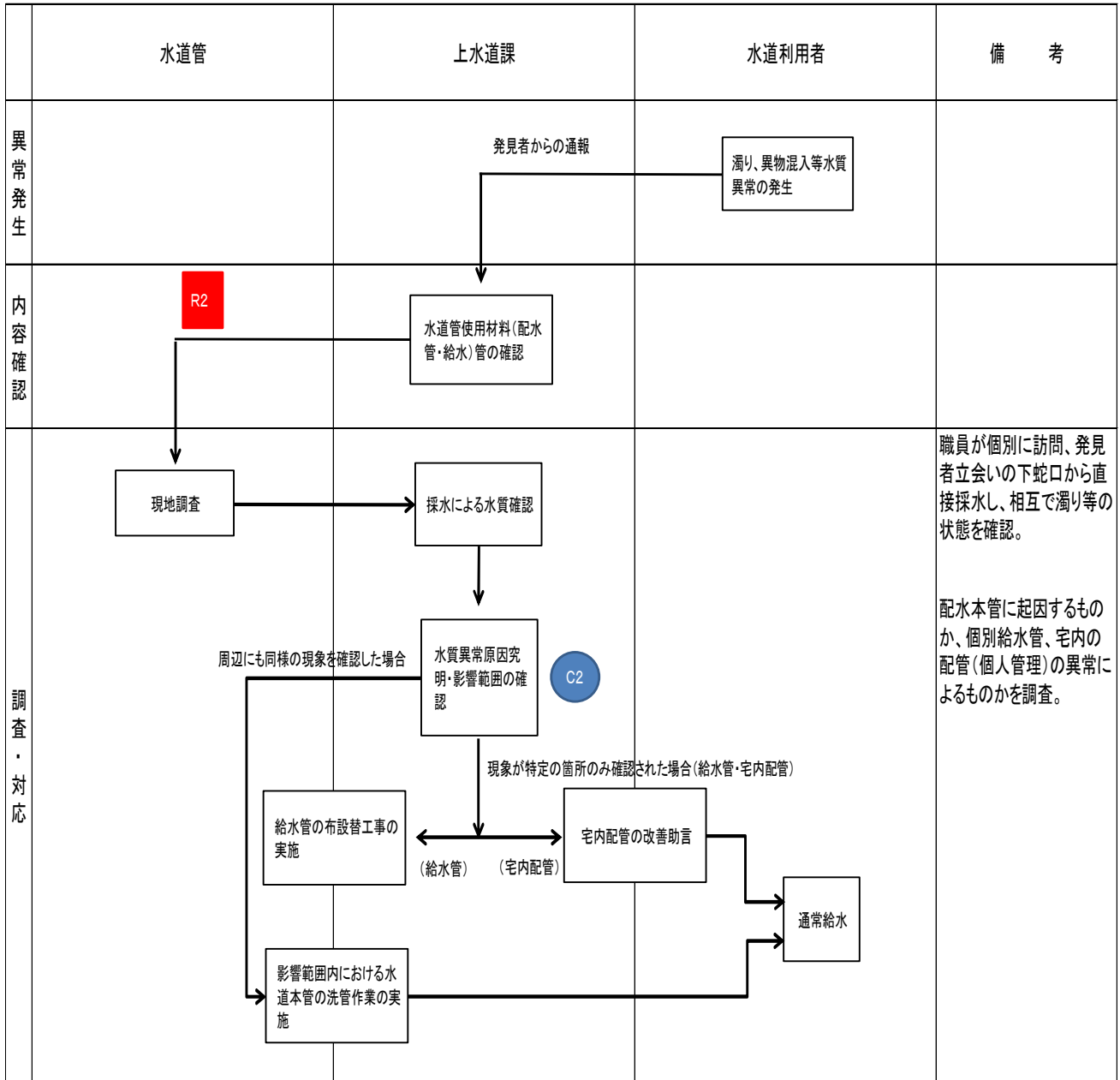
浄水場では、厳格な水質管理のもと浄化された水道水を知多半島 4 市 5 町に送り出し、各市町の受水点でも毎日水質検査を実施している。

市内各配水池へ届けられた水道水は、各配水池系統の末端箇所において、水道法第 20 条(水質検査)の規定に基づき、1 日 1 回、色・濁り・塩素消毒の残留効果を検査、および定められた回数の水質検査を専門機関に委託して実施し、安全で良質な水道水を市内に届けている。また、配水池は市内へ水道水を供給する拠点となっているため、不法侵入等防止措置として、外部委託による 24 時間監視及び職員による設備点検を含めた施設巡視を実施している。

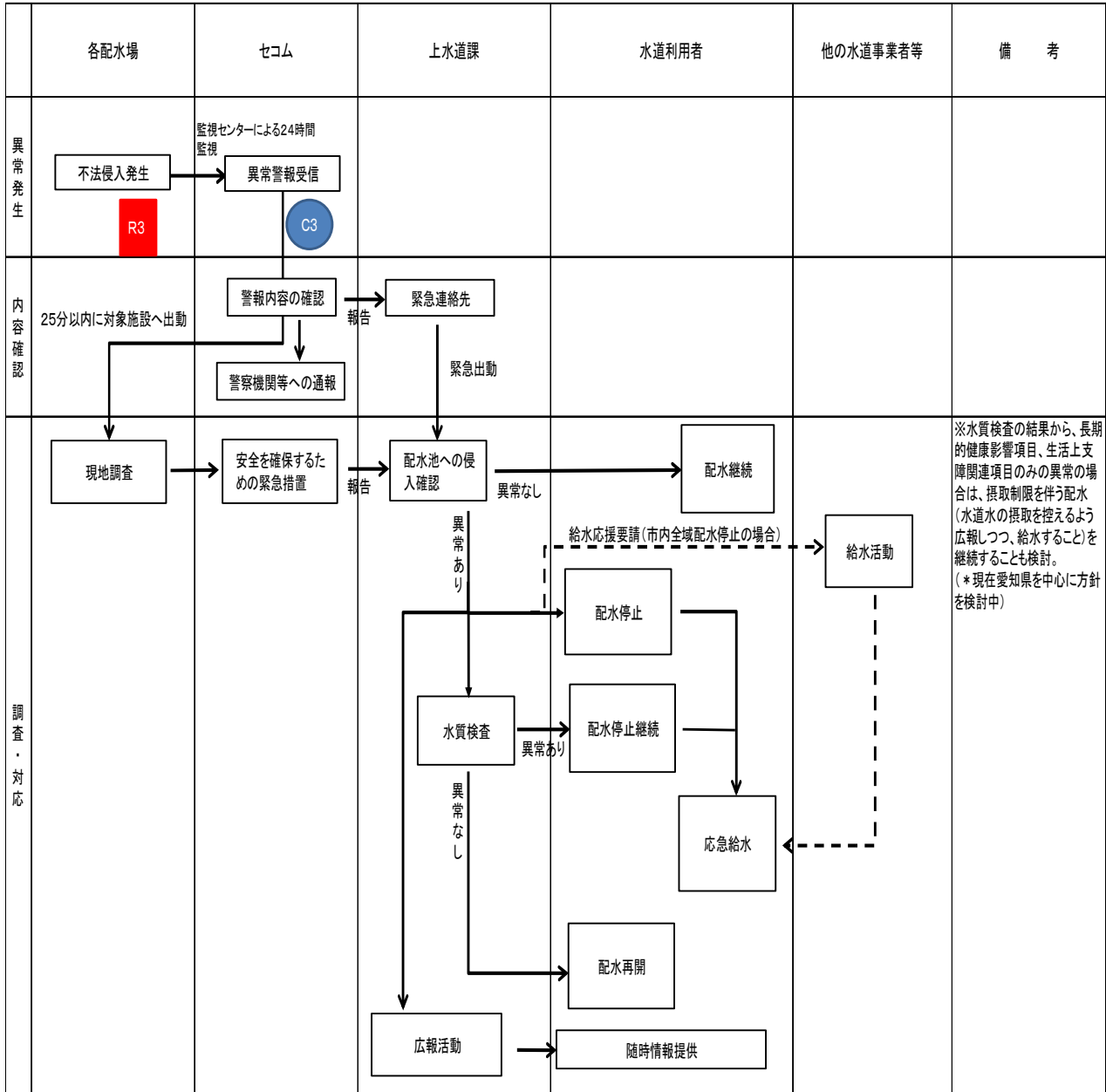
水質管理における対応フローチャート(臭気等による水質異常発生時)



水質管理における対応フローチャート(異物等による水質異常発生時)



水質管理における対応フローチャート(配水場への不法侵入発生時)



リスクNo.	リスク	リスク評価	統制No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	低塩素濃度等の水質異常	中	C1	企業庁への報告および改善対応依頼(可能な範囲の対応)	都度
R2	水道管使用材料の劣化等による水質異常	中	C2	水道水の濁り、異物混入等の原因究明および洗管作業、水道管布設替えによる改善等の実施	都度
R3	毒物の混入	中	C3	施設巡視、24時間監視体制による配水場施設異常時の早期発見および早期対応(配水停止)	都度

(3) リスクに対する意見・要望

水質異常のケースについては、塩素濃度の異常や細菌が基準値を超えるケースなど、想定されるリスクごとに手順を定めておく必要がある。また、水質異常があった場合の対応を愛知県を中心に検討しているが、その決定を待つのではなく、まずは市として配水停止するかどうかの意思決定をするための仕組みを作ることが大切である。

配水池への不法侵入のケースについては、場合によっては一刻を争う場合もあり得る。現状では、現場を確認する監視カメラは設置されておらず、職員が現場に出向かないと配水停止ができない状況である。監視カメラの設置も含め、遠隔で配水を停止できないか議論をしていただきたい。

2 下水道課

(1) 業務状況

ア 汚水事業

令和2年9月末現在における汚水事業の状況は、処理区域面積1,867.3haで整備率96.1%、接続世帯数は44,136世帯で接続率は86.5%であり、前年同期に比べ接続率は0.9ポイント増加している。

処理水量は5,918,548 m³であり、前年同期に比べ90,082 m³(1.5%)増加している。また、処理水量から不明水量を除いた有収水量と処理水量を対比した有収率は85.3%であり、前年同期に比べ1.1%増加している。

イ 雨水事業

排水ポンプ場、排水機場の日常点検及び年次点検、沈砂池等の清掃に留意し、出水期における排水ポンプの運転に支障のない環境を維持している。また、花田町地内の老朽化した下水道管の布設替工事(37m)を実施した。

(2) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

○下水道管渠(マンホールポンプを含む)の管理業務に関する事務

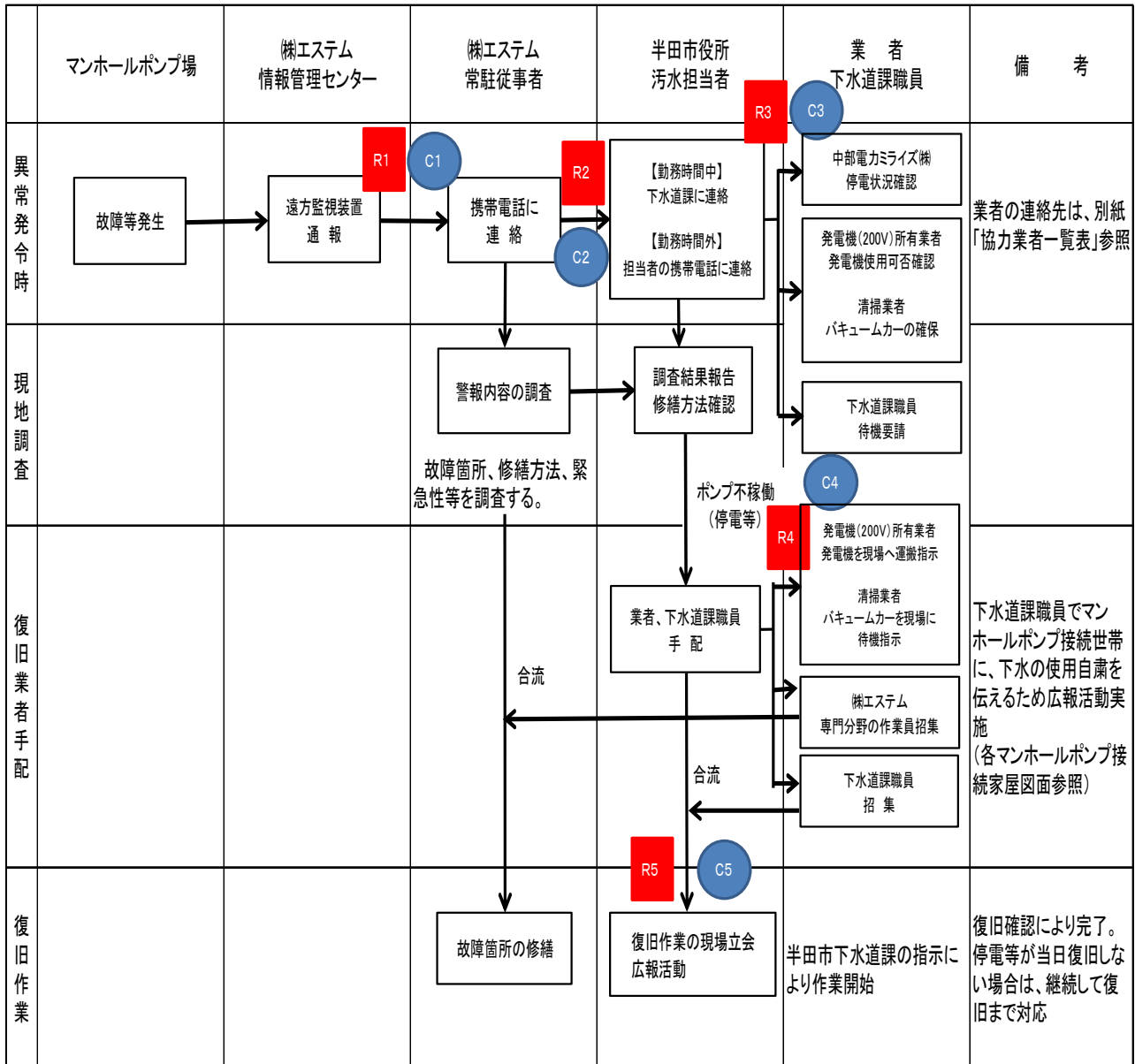
水道部下水道課では、地形によって自然流下で対応できない汚水を排水するための最重要施設であるマンホールポンプ場において、汚水ポンプ等の故障により揚水機能が停止した場合、住居地域等への下水の溢水、使用者への下水道使用制限及び公衆衛生被害が想定される。そのため、常駐従事者(株)エステムが現地へ状況確認に急行し、復旧作業に努めるとともに、故障状況を担当職員へ連絡する体制を執っている。常駐従事者が単独で復旧できない場合は、職員が発電機等の資機材、バキュームカーを手配して復旧の体制を整えるとともに、下水道課職員を招集し、接続世帯への使用自粛を伝えるため広報活動を実施する。

また、下水道課職員にて非常電源による操作が行えるように常駐従事者と一緒に訓練を行い、施設の基本的な構造と操作方法の取得に努めている。

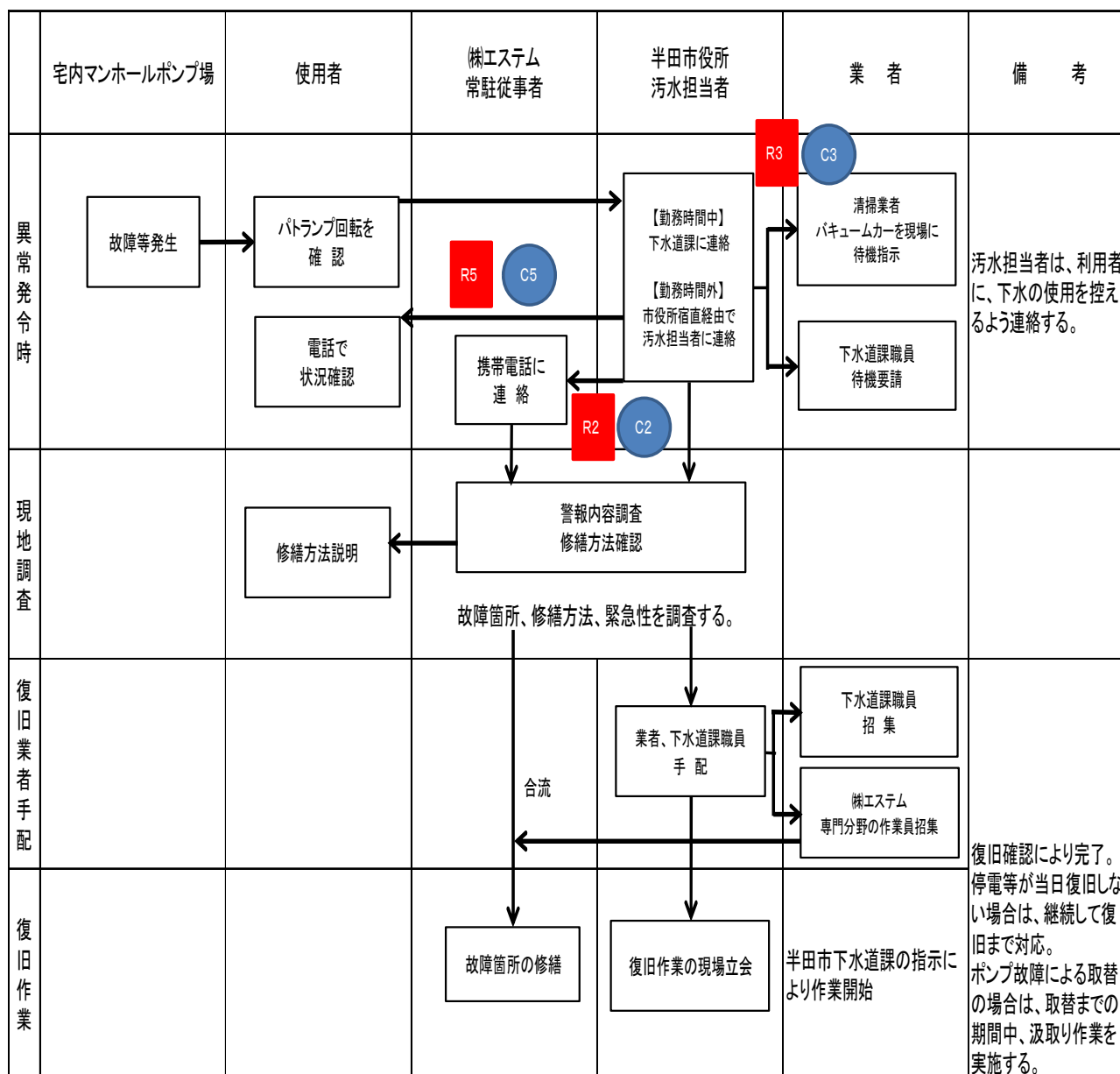
非常時の対応体制表

停電、故障及びトラブル時の対応体制

マンホールポンプ



停電、故障及びトラブル時の対応体制



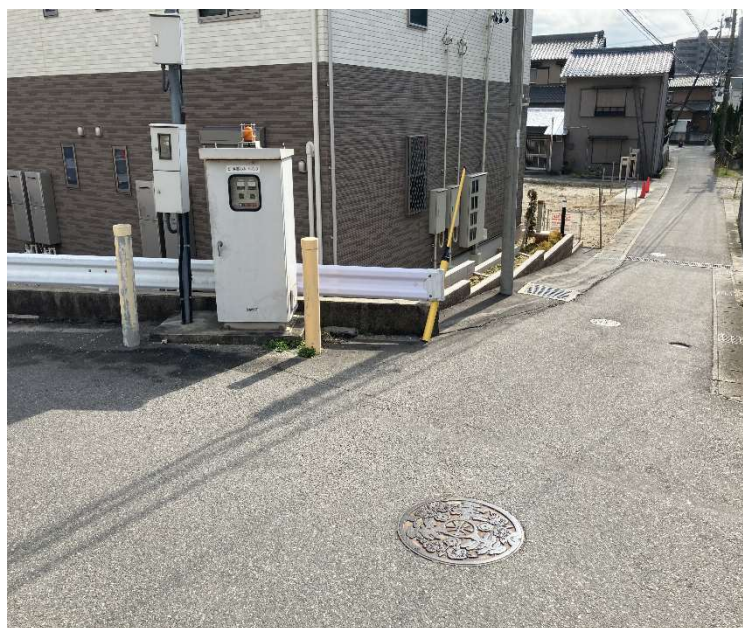
リスクNo.	リスク	リスク評価	統制No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	遠方監視システムの故障	低	C1	<ul style="list-style-type: none"> ・㈱エステムの常駐従事者による定期的な点検業務によって、遠方監視装置の故障を防ぐ。 ・使用者に対して、マンホールポンプのパトランプの存在を意識させ、回転している場合は下水道課へ通報することを周知する。 	都度

R2	連絡の遅延	低	C2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確実に迅速な連絡が遂行されるよう、複数の連絡方法（携帯電話、SNS、自宅電話）や、バックアップの連絡要員を示した緊急連絡網により、連絡の遅延を防ぐ。 ・ 長期休暇（年末・年始）、県外滞在など職員の在宅状況を事前に確認する。 	都度
R3	業者の手配・確保	中	C3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を早期復旧するにあたり、協力業者の業務内容、組織体制、資機材を十分に把握しておくとともに、迅速に連絡ができるよう、夜間、休日の連絡方法・連絡先を整理する。 	都度
R4	住居地域への下水の溢水	高	C4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水を未然に防ぐため、発電機及びバキュームカーの手配方法を把握し、現場において、非常用電源による操作が行えるように、常駐従事者と一緒に訓練を実施する。 	都度
R5	使用者への下水道使用制限	高	C5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各マンホールポンプへの接続世帯を把握し、下水道課職員で下水の使用自粛を伝えるために広報活動を実施する。 ・ 早急に制限解除できるように、復旧作業に協力できる行動を確認する。 	都度

(3) リスクに対する意見・要望

マンホールポンプに異常が発生した場合に生じ得る損害などについて、あらかじめ対応やルールを定めておき、接続世帯に対して事前に周知をするようお願いしたい。また、業者が対応する部分については、業者がどのような対応を想定しているか確認することが大切である。

マンホールポンプに関しては、電源の確保が極めて重要である。それゆえに、停電時に備えた非常用電源の操作訓練を実施するなかで、手順等を確認し、マニュアル化していただきたい。



【マンホールポンプ設置場所】

市立半田病院

(1) 事業の実施状況

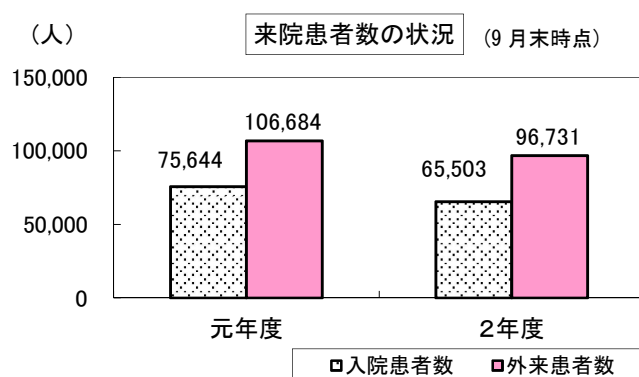
ア 業務の状況について

市立半田病院は、地域の医療を担うかかりつけ医を支援する能力を備えた「地域医療支援病院」や24時間体制による高度な救急医療を提供する知多半島医療圏唯一の「救命救急センター」、災害発生時に被災地内の重傷傷病者等を受け入れることが可能な体制を有する「災害拠点病院」、専門的ながん医療の提供や患者に対する相談支援などを行う「地域がん診療連携拠点病院」、「臨床研修指定病院」などを備え、医療連携の強化、急性期医療の提供、災害時の医療拠点の確保を重要な使命としている。

本年度は、手術支援ロボット(ダヴィンチ)の導入のほか、人工呼吸器、ECMOなどのコロナウイルス感染症対策の医療機器を整備するとともに、令和3年1月の電子カルテの更新にあわせて病棟Wi-Fi環境の整備を行うなど、医療の質を向上させ、患者サービスの発展に寄与している。

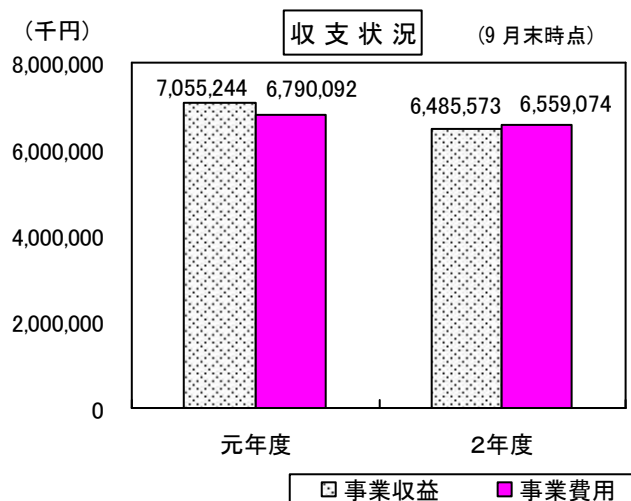
イ 患者数について

新型コロナウイルス感染症拡大や院内クラスター発生による一部病棟の閉鎖が影響し、病床稼働率は11.1ポイント減少した。このことにより延べ入患者数は前年同期に比べ10,141人(13.4%)減少、延べ外来患者数も前年同期に比べ9,953人(9.3%)減少した。



ウ 経営状況について

事業収益は、前年同期と比べ569,671千円(8.1%)減少している。同様に、事業費用も、231,018千円(3.4%)減少している。これは主に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、患者数が減少したためである。一方、一人当たり単価は入院患者が1,976円(3.2%)、外来患者が1,263円(7.3%)とそれぞれが増加している。



エ 新病院建設及び常滑市民病院との経営統合について

新病院の設計に関しては、各部門とのヒアリングを実施し、基本設計が完了予定である。

一方、常滑市民病院との経営統合については、経営部門・診療部門ともに部会を開催して、経営統合の時期や両市の費用負担、両病院の機能のあり方など、具体的な内容を協議し令和2年度中に統合の可否を判断する。

今後も当初の開院予定時期に向けて、遅滞なく建設計画を進めるとともに、地方独立行政法人化についても、当初の計画から遅れることがないよう推進していただきたい。

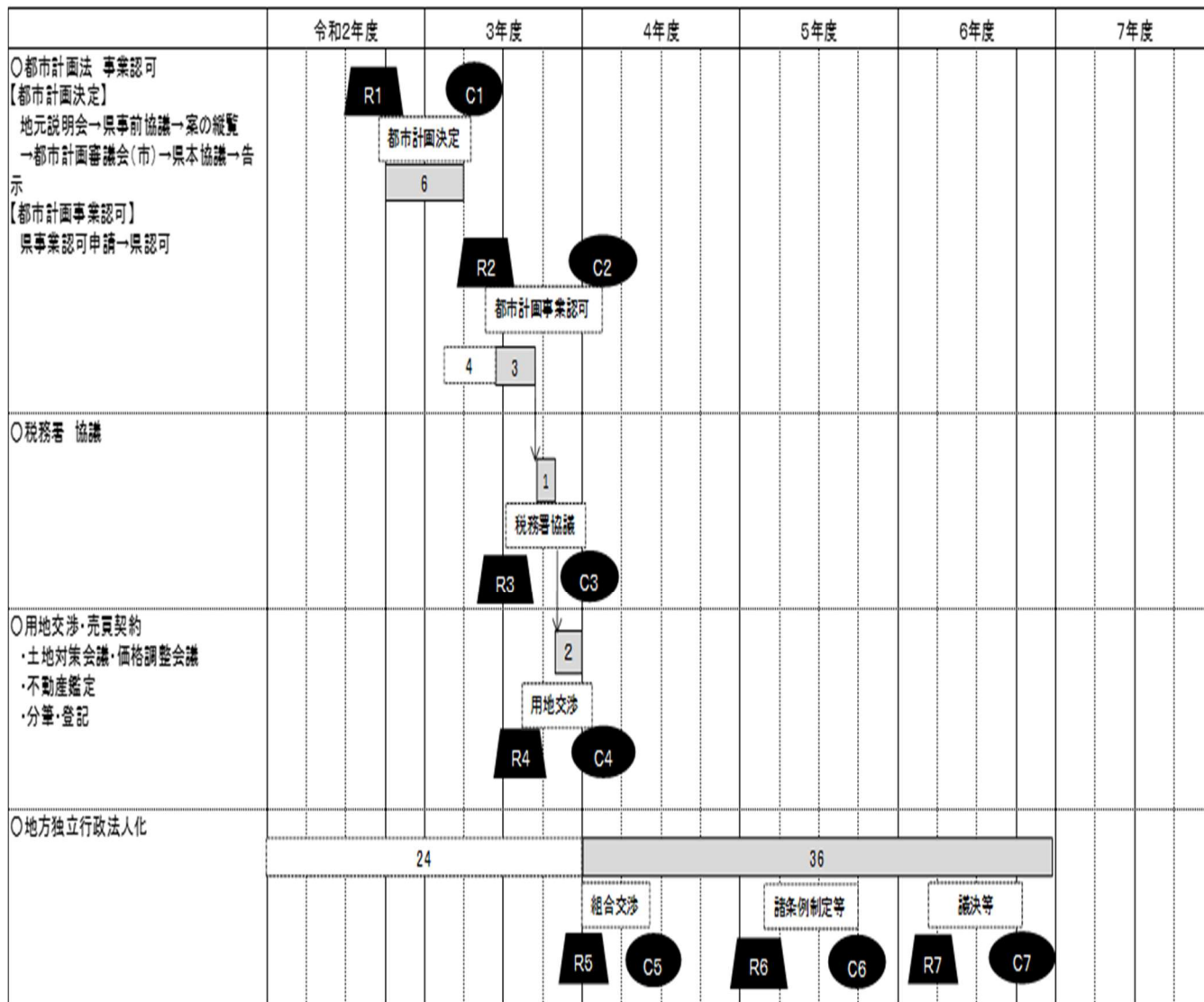
(2) 重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況

ア 管理課

○ 新病院開院に関する事務

半田病院管理課では、新病院開院のため、建設計画、用地取得、地方独立行政法人化などの業務を行っており、主に次のような事務が行われている。新病院を開院するまでにクリアすべき課題があり（用地取得、独法化など）、クリアできなかった場合、開院が遅れるリスクがある。

新病院開院に関する重要リスク



リスクNo.	リスク	リスク評価	統制No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	都市計画決定が遅れるリスク	高	C1	<p>新病院建設予定地は市街化調整区域の農地であり、農地以外の土地利用にあたっては、厳しい制限がかかっているため、新病院建設に着手する前に、都市計画決定を受け、さらに都市計画事業の認可を受けることで、制限を外す必要がある。</p> <p>令和2年10月から半田市都市計画課や愛知県都市計画課、半田市の関連部署と協議を開始したが、令和3年7月に都市計画決定を受けられるように事務を進める。</p>	都度
R2	都市計画事業の認可が遅れるリスク	高	C2	<p>都市計画事業の認可を受けて病院を建設する事例は、愛知県内でも初めてのため、認可権者の愛知県都市計画課もスケジュール感が読み切れないとのことである。遅くとも令和3年12月までに認可を受けられるよう、他県の事例を参考にするなどして、可能な準備を進める。</p>	都度
R3	税務署協議が難航するリスク	高	C3	<p>地権者が税法上の特別控除を受けるのに必要な税務署との協議は、事業認可後に開始することとなっており、令和4年の1月上旬を予定しているが、事業認可が遅れると、令和3年度中の用地買収ができなくなる恐れがあるため、事業認可を12月上旬に受けられるよう事務を進めるとともに、税務署協議に必要な資料等も事前に調べ、事業認可後はすぐに協議できるように準備を進める。</p>	都度
R4	用地交渉がまとまらないリスク	高	C4	<p>用地交渉を始められる段階まで地権者と良好な関係を保ち、状況が整い次第、スムーズに交渉に入れるよう、準備をしておく。</p>	都度
R5	組合との交渉がまとまらないリスク	高	C5	<p>それぞれの病院が違う情報を伝え、不信感を招くことなどが懸念されるため、常滑市民病院と情報を共有しながら交渉していく。</p>	都度
R6	地方独立行政法人の設立準備が整わないリスク	高	C6	<p>地方独立行政法人の設立には、組織制度、財務会計制度、人事給与制度の整備などが必要となる。他の独法化の事例を踏まえ、法人設立までの準備期間は3年間をみているが、令和7年4月1日の独法化に間に合う工程管理をし、確実に作業を進める必要がある。</p>	都度

R7	統合に関する議決ができないリスク	高	C7	統合について市民の理解を得られるよう、市民説明会などで正確な情報を発信していくと共に、法人設立までに必要な議決を半田市、常滑市の両市議会で得るために、事前の説明も十分に行っていく。	都度
----	------------------	---	----	--	----

(3) リスクに対する意見・要望

独立行政法人化及び新病院開院にあたっては、愛知県や税務署、建設予定地の地権者など外部要因に左右される要素が非常に大きい。しかしながら、半田病院内部でやるべきことを整理し、外部への働きかけ方を用意周到にしていきたい。

全体的なスケジュールが非常にタイトであり、事前のスケジュールから少し遅れるだけで大きな損害を出すリスクがある。常に事前調整を行い、タイムリーな意思決定を意識していきたい。

また、他の病院で組合との交渉が難航した事例があるため、慎重に交渉を進めていただきたい。

(4) その他の意見・要望

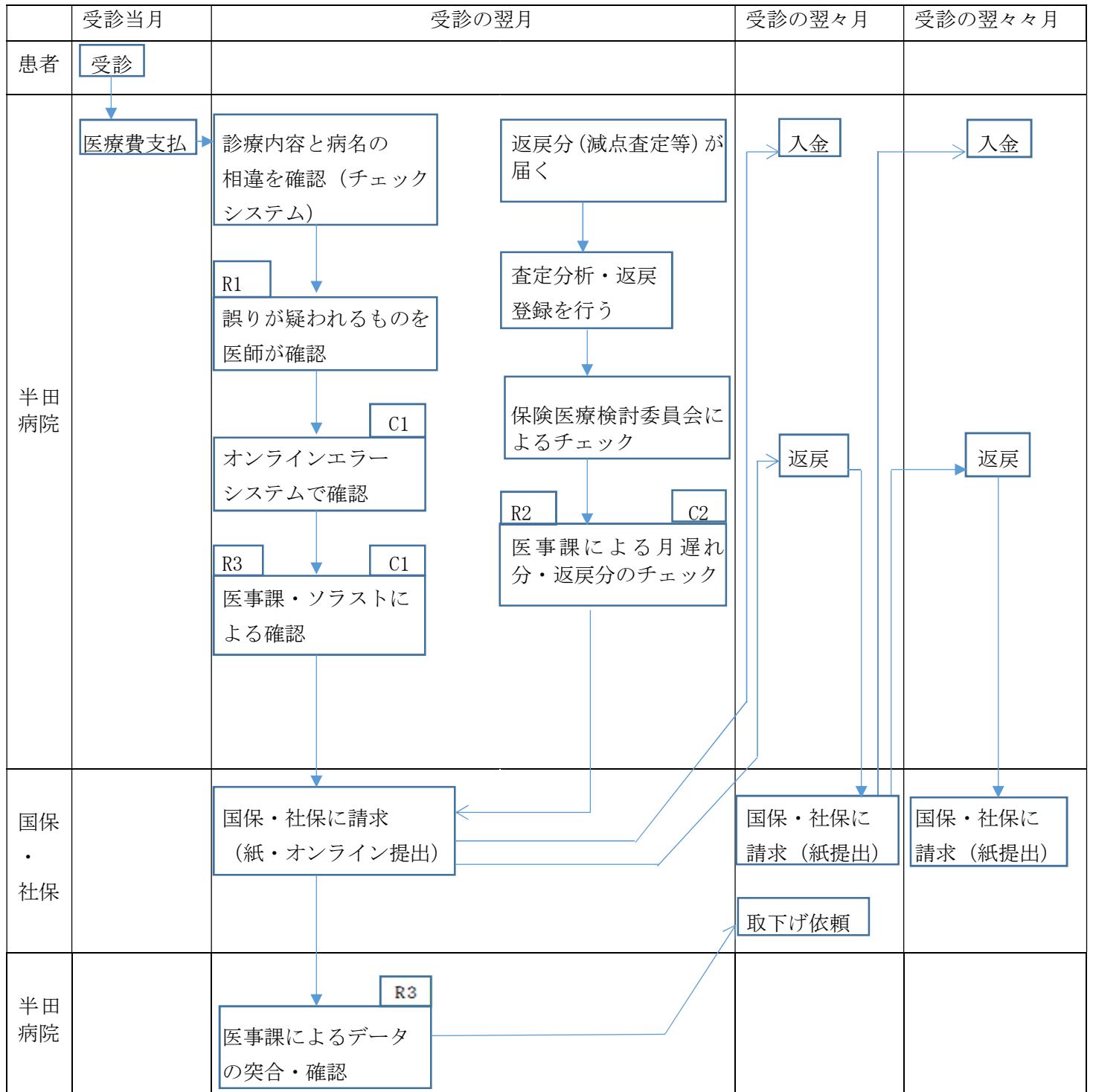
医薬品関係卸業者の談合事件によるコストアップの可能性については、相手方の法令違反によるものであり、半田病院には一切過失はないものと考えられる。指名停止によるコストアップ損害額を集計し、今後の価格交渉に積極的に活かしていきたい。

イ 医事課

○ 診療報酬請求に係る委託先の管理業務に関する事務

半田病院医事課では、外来診療及び入院診療を行った患者の診療報酬請求業務を（株）ソラストに委託しており、主として次のような事務が行われている。

診療報酬請求事務に関する事務の流れは次のとおりである。



リスクNo.	リスク	リスク評価	統制No.	対応する内部統制	統制の頻度
R1	医師による記載誤り等の可能性	高	C1	レセプトチェックシステム、オンラインエラーシステムを通し、誤りが無いか確認。その後、医事課で最終確認を行っている。	都度
R2	請求漏れの可能性	高	C2	医事課で債権システムにより請求状況を把握。未請求分の進捗状況を確認し、請求漏れを防いでいる。	都度
R3	(株) ソラストによる記載誤り等の可能性	高	C3	レセプト件数と受診人数の突合を行う。実際の受診日数より多く受診した事になっていないかデータの突合を行う。その他、診療費が高額な患者を中心に無作為抽出した患者の診療内容等をカルテで確認。記載誤り等を発見し次第、国保・社保に対し提出済レセプトの取下げ処理を行う。	都度

(3) リスクに対する意見・要望

診療報酬請求事務について、委託業者が入力したデータを医事課が確認している。データ件数は膨大であり、ここでは、委託業者の構築する内部統制に大きく依存することとなる。医事課は、その体制を指導監督する立場にあるが、委託業者のレベルアップを図るために、監視・状況報告の仕組みをつくることが重要である。発見したミスは必ずフィードバックすることを徹底していただきたい。

第6 むすび

今回の監査では、小・中学校や幼稚園以外にもクリーンセンター、学校教育課が所管する学校給食センター、生涯学習課が所管する福祉文化会館（雁宿ホール）についても現場へ出向いた。金庫内の管理状況及び個人情報の管理状況等のほか、小・中学校については今年度から体育館及び器具庫の備品等の状況について現場で説明を聞きながら、確認を行った。また、コロナ禍での実施を予定している修学旅行や野外学習活動の行事開催時のリスクや対応方法、常に高いリスクを伴う給食業務について協議した。市民経済部、教育委員会及び公営企業会計については、指定した業務についての重要リスクに対する内部統制の整備状況と運用状況について確認した。なお、今年度から定例監査対象課自身に重要リスクを抽出してもらい、その中から監査委員が監査で取り扱う重要リスクを指定する方法に変更している。

総括的には、内部統制の整備・運用状況を監査の主眼として数年が経過したことで、当該課における前回の監査での指摘事項が改善されていることが確認できるなど、レベルが向上している印象を受けた。内部統制は、日々の業務で見つかった新たなリスクとコントロールを追加することで、常にブラッシュアップされるものである。業務を細分化・ブレイクダウンし、リスクに備える体制づくりに寄与していただきたい。

以下は、今回の監査を通しての要望である。対岸の火事とせず、自課や担当業務へ当てはめて考えていただきたい。

「新型コロナウイルス感染症への対応」

コロナ禍は長期化の様相を呈している。今後も社会経済へ影響を与えることは想像に難くない。そのようななか、半田市独自の経済対策として実施された事業継続緊急支援金は、中小企業・小規模事業者の経営維持の一助を担ったと評価している。これからはアフターコロナ・ウィズコロナの時代に向け、経済対策ばかりでなく市全体として様々な施策を最善のタイミングで効果的に実施することが求められる。これまでの一連の施策の成果や反省点を十分に精査し、次の施策に活かしていただきたい。

「備品管理」

限りあるスペースを有効活用するために、備品の適切な除却を行うことは必要不可欠である。老朽化などの理由で修理不能・使用不能となった備品は言うまでもないが、使用可能であっても使用していない備品は積極的に除却を進めていただきたい。また、備品台帳に記載の保管場所と実際の保管場所が異なる事例も散見された。適切な管理・除却を行うためにも、備品台帳の内容に沿った管理を徹底し、適正な備品の管理に努めていただきたい。

スペースも貴重な財産であることを再認識いただき、余裕のあるスペースの確保をお願いしたい。

「小・中学校、幼稚園」

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく環境が変化している。その中で大きな事故・事件もなく子どもたちが日常生活を継続できているのは、現場職員の努力の積重ねによるものが大きいと評価している。コロナ禍は依然収束の目途が立たず、長期化が予想される。緊張状態が続く負担を強いることになるが、引き続き子どもたちが安心安全な学校・園生活を送れるよう、学校・園運営に努めていただきたい。

また、各施設ではそれぞれ膨大な量の個人情報を保有している。悪意をもった第三者も現に存在していることを意識し、引き続き適切な管理をお願いしたい。個人情報は保有していること自体がリスクであり、保存年限が経過した書類については速やかに廃棄をし、「いつ・誰が・どこで」廃棄したのかが後日追跡できる廃棄簿の整備も進めていただきたい。

「企業会計」

上水道事業については、前年同期と比較して給水戸数は微増した。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛等による家庭での在宅時間が伸びた一方で、大口顧客である事業所等での活動が縮小したことにより収益は減少しているものの、上半期は一定の黒字を確保して

いる。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市民及び事業者の経済的な負担を軽減するため、水道料金の基本料金の全額を令和2年7月請求分から6か月間減額している。今後は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のほか、給水人口の減少や単身世帯の増加、節水型機器の普及などにより、将来的にも水道料金収入の大幅な増加は期待し難い状況が見込まれる。そのようななか、配水管の老朽化による更新や耐震化などの投資も必要となり、将来的な事業経営が懸念されるところでもある。経営基盤を強化し、将来にわたり安全かつ安心で良質な水を市民に提供できるよう、置かれた環境・条件に適した事業経営となるよう努められたい。

下水道事業については、地方公営企業法の全部適用から5年目となり、より効率的、合理的な事業運営及び健全財政を目指しているところであり、接続率は前年同期から微増した。ただ、排水設備工事確認申請件数は減少しており、接続世帯数の伸びは鈍化傾向にある。下水道事業は設備投資と維持管理に多額の費用を要する事業であり、引き続き、経営面で厳しい状況にあることから、今後はより一層、接続率の向上及び有収率の向上対策に努めるなど、経営改善に取り組んでいただきたい。

病院事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、大変厳しい経営を強いられている。そのような困難の中でも急性期病院の役割を果たしているのは、病院関係者全員の努力の積重ねによるものであると評価している。また、独立行政法人化及び新病院開院については、令和7年4月に向けて計画がより具体的に、かつ急ピッチで進むことが予想される。当初計画からの遅滞がなく順調に進むことを切に望む。

監査の結果は、以上のとおりである。